

# Judge Impeachment Court



## 裁判官弾劾裁判所



### 裁判官弾劾裁判所事務局

〒100-0014

東京都千代田区永田町一丁目11番16号

参議院第二別館内

電 話 03(3581)3111(大代表)

ホームページ <http://www.dangai.go.jp/>

平成30年7月改訂

## — 目 次 —

裁判官弾劾裁判所の法廷	2
裁判官弾劾制度とは	4
罷免訴追事件の手続	6
資格回復裁判請求事件の手続	10
過去の事件と裁判	12
よくある質問と回答	16

## 裁判官弾劾裁判所へようこそ

裁判官弾劾裁判所は、裁判官の身分にふさわしくない行為や職務上の義務違反をしたとして裁判官訴追委員会から訴えられた裁判官について、憲法が定める裁判官の身分保障の例外として、裁判官を辞めさせることができる機関であり、司法権の独立、三権分立などの憲法上の基本原則とも関わりの深い、重要な機関です。

このパンフレットでは、弾劾制度の歴史、我が国の弾劾裁判の手続、過去の事件などをご案内しています。

この機会に、当裁判所に対するご理解を深めていただければ幸いです。

裁判官弾劾裁判所

# 裁判官弾劾裁判所の法廷



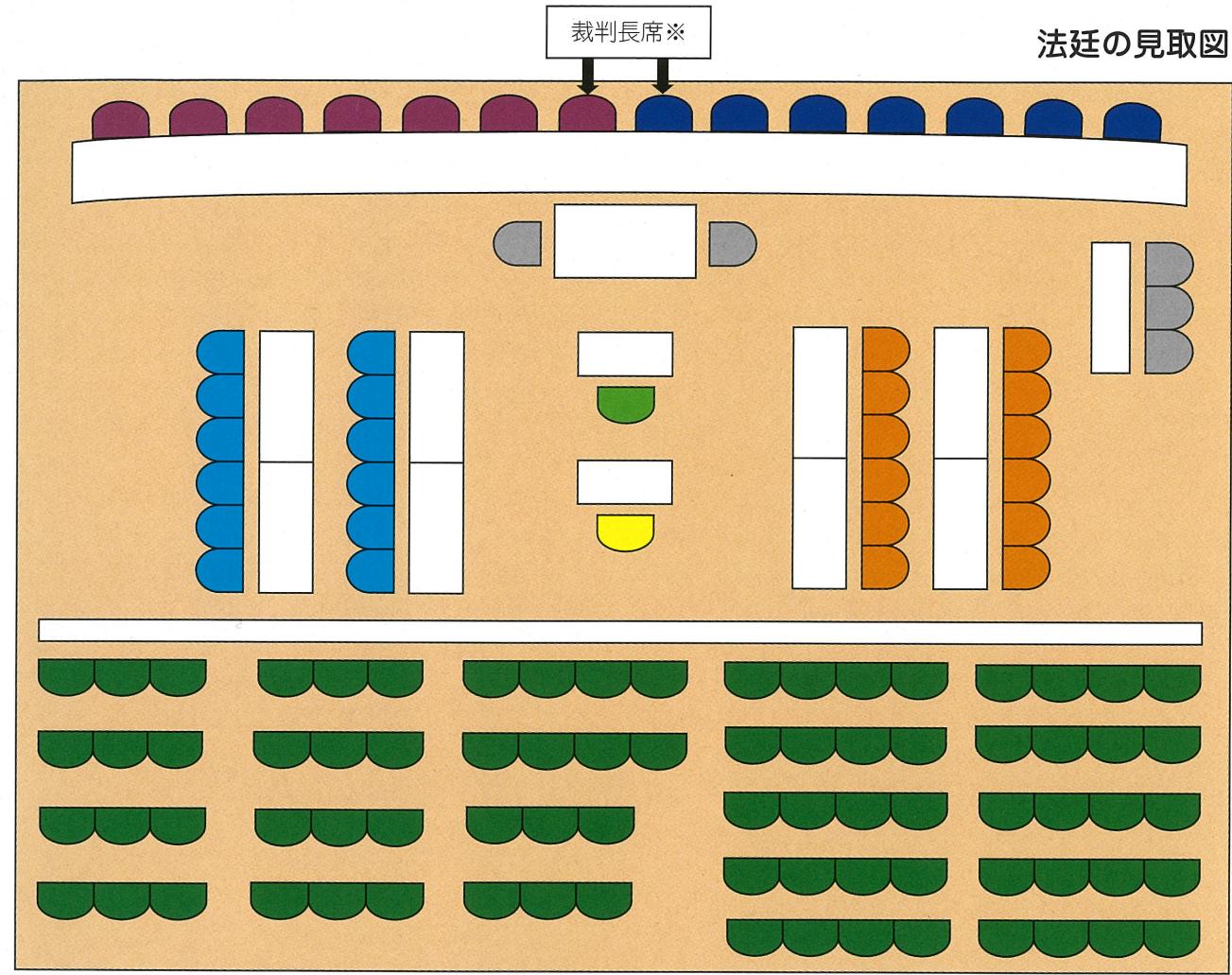
現在の法廷



昭和23年8月設置当時の法廷  
(旧赤坂離宮内)



昭和45年6月から同51年6月まで法廷  
が置かれていた当時の参議院議員会館



衆議院選出裁判員  
参議院選出裁判員

被訴追者(請求者)  
弁護人

訴追委員  
弾劾裁判所職員

傍聴席  
陳述席(証言台)

※裁判長は、原則として衆議院議員の裁判員と参議院議員の裁判員の中から1年毎に交互に選ばれます。

現在の裁判官弾劾裁判所（以下「弾劾裁判所」といいます。）の法廷は、昭和51年6月に造られました。

それまでの法廷は、昭和23年8月から昭和45年6月までは旧赤坂離宮（現在の迎賓館赤坂離宮）内に、昭和45年6月から昭和51年6月までは参議院議員会館内にありました。

裁判員が座る席は、向かって左側が衆議院選出の裁判員、右側が参議院選出の裁判員となっています。裁判長は、衆議院議員のときは、衆議院選出裁判員席の最も右側、参議院議員のときは、参議院選出裁判員席の最も左側に座ります（見取図参照）。

## 現在の弾劾裁判所の法廷

昭和51年6月、旧最高裁判所の大法廷を参考にして完成

広さ	約213平方メートル (約65坪)
訴追委員席	12席
弁護人席	12席
傍聴席	78席（記者席含む）

# 裁判官弾劾制度とは

## はじめに

「弾劾」には、罪や不正を暴くとか、厳しく責任を問うといった意味があります。このことから、大統領、大臣又は裁判官など、強い身分保障を受けた公務員が非行を犯した場合に、国民の意思(実際には、国民の代表者で構成される議会などの決定)によってその者を罷免する(辞めさせる)制度のことを一般に「弾劾制度」と呼んでいます。

このような弾劾制度はイギリスで誕生し、14世紀後半には、国王の任命する大臣や裁判官などが非行を犯した場合に、議会の裁判によって罷免したり、処罰したりする制度として確立されました。その後、アメリカ合衆国憲法に引き継がれた弾劾制度は、大統領をはじめ政府高官や連邦裁判官を罷免する制度として発展し、今日ではその形態は様々ですが、世界中の多くの国々で採用されています。

我が国では、日本国憲法により、裁判官を罷免するための制度として初めて採用され(憲法64条)、これに基づいて昭和22年に裁判官弾劾法が制定されました。

## 我が国の裁判官弾劾制度

裁判官は憲法や法律に基づいて公正な裁判を行い、国民の権利を守るという極めて重大な責務を負っています。この責務を果たすためには、裁判官は国会や内閣などから圧力を受けたり、特定の政治的、社会的な勢力から影響を受けたりすることがあるかもしれません。日本国憲法も、すべての裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、憲法及び法律にのみ拘束されると定めています(憲法76条3項)。

これに加え、実際に裁判官が独立して公正な裁判を行うためには、裁判官が他の国家機関によってその地位を脅かされないようにする必要があります。そこで、日本国憲法は行政機関による裁判官の処分を禁止し、在任中報酬を減額されることを定めるなど、その身分を厚く保障して裁判官が独立して公正な裁判ができるよう配慮しています。

しかし、裁判官であっても、国民の信頼を裏切るような行為を犯した場合には辞めさせることができなくてはなりません。そこで、日本国憲法において、理念として、公務員を罷免することが国民の権利であると宣言されていること(憲法15条1項)や、身分保障が強く要請される裁判官をいたずらに不安定な地位におくことは望ましくないことなども考慮して、罷免事由等が限定された現在の裁判官弾劾制度が採用されたのです。

## 日本国憲法

- |       |  |
|-------|--|
| 15条1項 | 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。   |
| 64条1項 | 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。  |
| 2項    | 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。   |
| 76条3項 | すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。   |
| 78条   | 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。 |

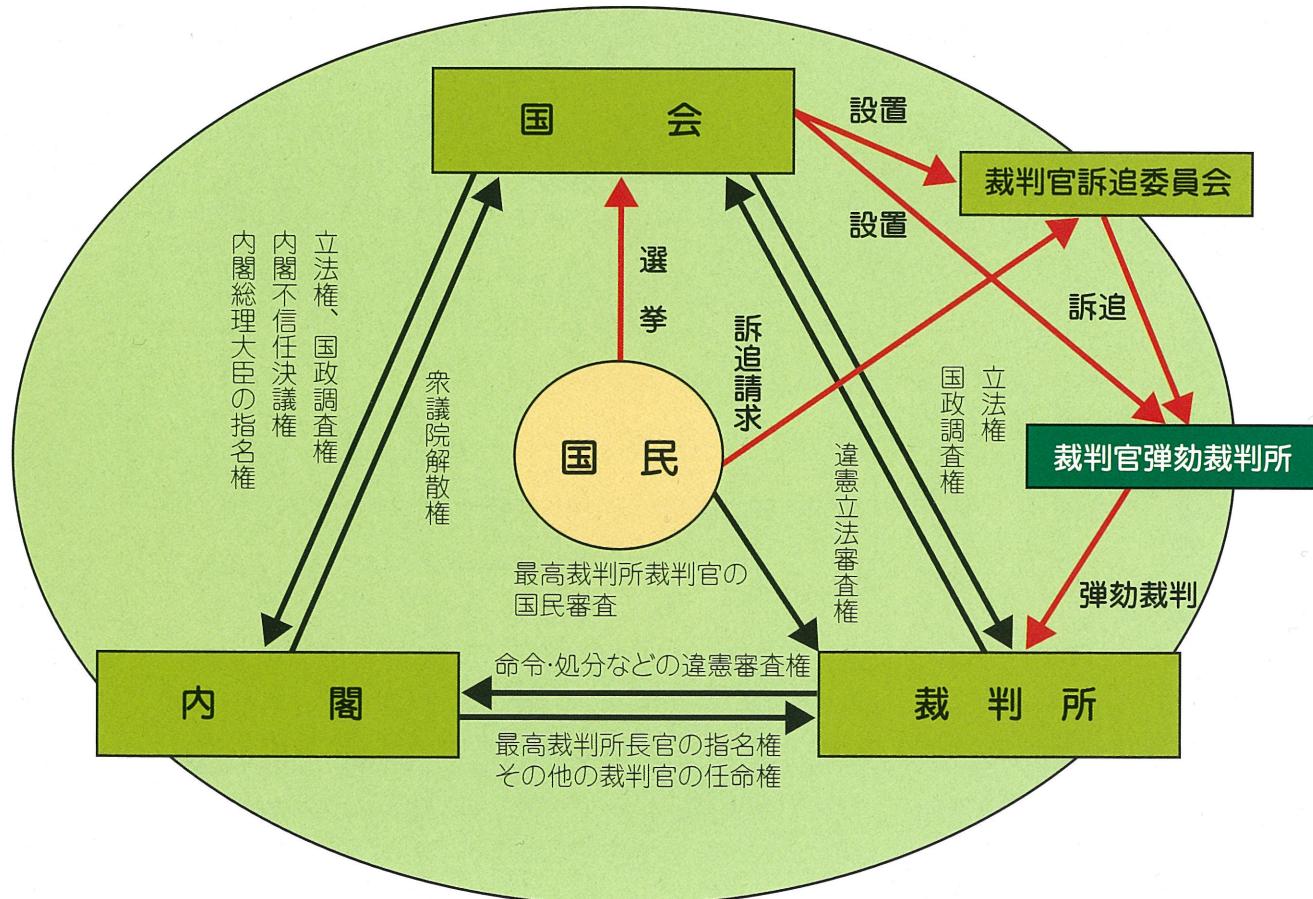
ところで、我が国の弾劾制度のモデルとなつたアメリカ合衆国の制度では、権力分立の見地から連邦議会の下院が弾劾の発議をし、上院が弾劾裁判を行うものとされています。しかし、現代の議会は議員の数も多く、法律や予算をはじめ多くの案件を処理する必要があり、必ずしも裁判をするのに適した機関とはいえないません。そこで、我が国では裁判官の弾劾裁判を行うために、国民の代表である国会議員の中から選ばれた裁判員によって組織される特別の裁判所を常設することとしたのです。それが弾劾裁判所です。

弾劾裁判所は、衆議院議員及び参議院議員各7人の合計14人の裁判員並びに衆議院議員及び参議院議員各4人の合計8人の予備員で組織される機関で、その任期は国会議員としての任期と同じです。

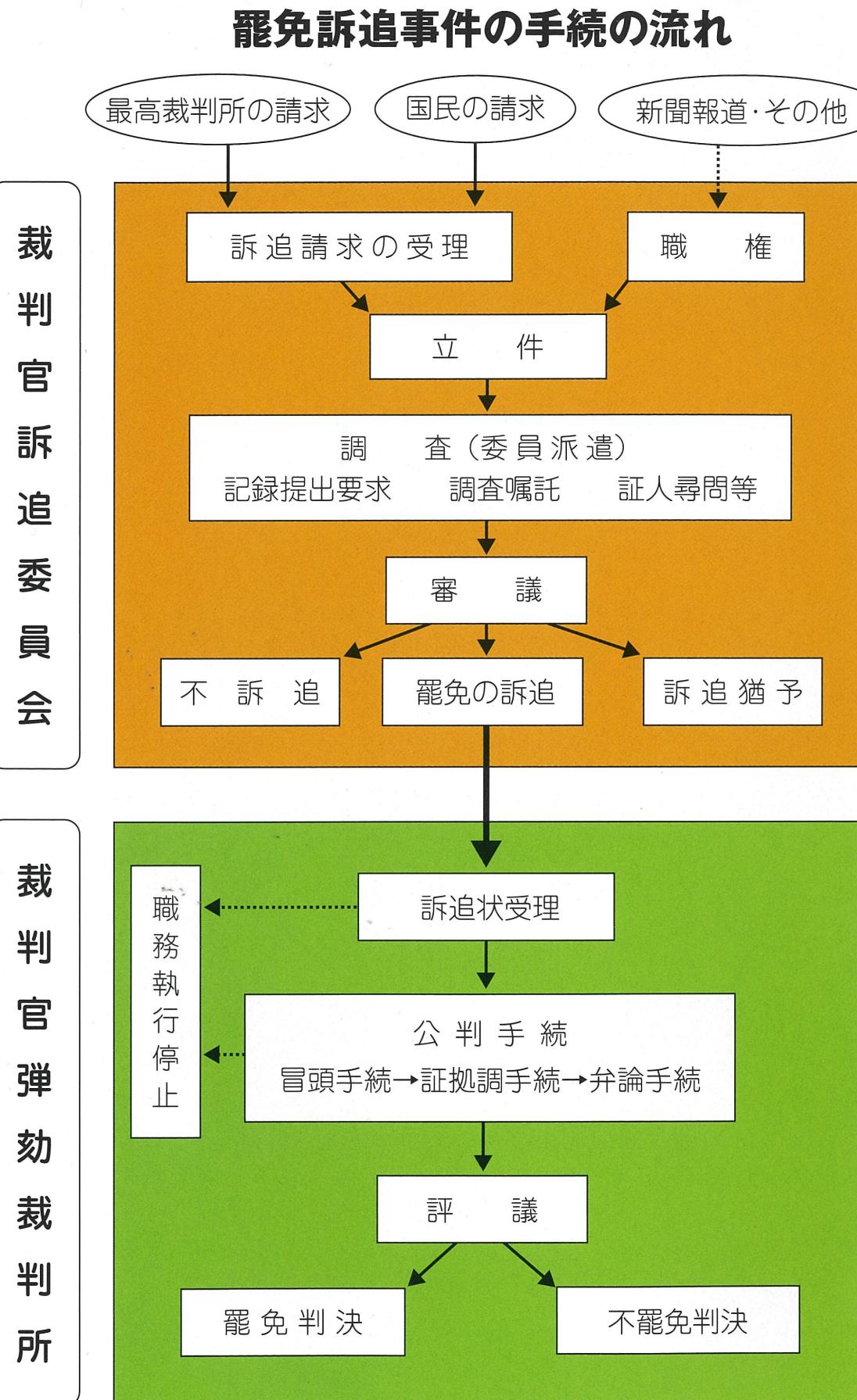
裁判長は衆議院議員の裁判員と参議院議員の裁判員から交互に選ばれ、任期は原則として1年とされています。裁判員はすべて国会議員ですが、政党や会派から独立して、国民の代表として、それぞれの良心に従って裁判員の職務を行います。

すべての裁判官は、弾劾裁判所の裁判により罷免の判決を受けない限り罷免されることはありません。ただし、最高裁判所の裁判官については国民が直接その適格性を審査する国民審査制度があり、国民の投票により、その多数が罷免を可としたときにも罷免されます。また、すべての裁判官について心身の故障のため職務を果たすことができなくなったと司法裁判所の裁判(分限事件の裁判)により認められたときは免官されることがあります。

## 国民と裁判官弾劾裁判所の関係



# 罷免訴追事件の手続



## 裁判官訴追委員会の手続

### 罷免の訴追

弾劾裁判所は、裁判官を罷免する権限をもっていますが、自ら裁判官を調査して弾劾裁判を開始するわけではありません。裁判官訴追委員会(以下「訴追委員会」といいます。)という別の機関から裁判官の罷免を求める訴えが提起された場合に限って裁判を開くことができます。この訴追委員会の訴えを「罷免の訴追」といいます。

訴追委員会は、衆議院議員及び参議院議員各10人の合計20人の訴追委員並びに衆議院議員及び参議院議員各5人の合計10人の予備員で組織される機関です。

訴追委員会は、国民や最高裁判所から罷免訴追の請求があったときはもちろんのこと、請求がなくても職権で、特定の裁判官について、罷免の事由(裁判官弾劾法2条)があるかどうかを調査します。そして、調査の結果に基づいて、その裁判官を訴追すべきかどうかを審議します。

その審議で罷免の事由があってその裁判官を罷免する必要があると判断したときは、弾劾裁判所に対して訴追状を提出して罷免の訴追をします。

一方、罷免の事由がないと判断したときは不訴追の決定をし、罷免の事由があったとしても情状により罷免の訴追をする必要がないと判断したときは訴追猶予の決定をします。

なお、罷免の事由があったときから3年を経過したときは、罷免の訴追をすることができません。この3年の期間を訴追期間といいます。また、弾劾裁判の対象になるのは現職の裁判官だけなので、既に退職した裁判官は対象になりません。



裁判官訴追委員会が置かれている衆議院第二議員会館



裁判官訴追委員会会議室

### 裁判官弾劾法

- 2条(弾劾による罷免の事由) 弹劾により裁判官を罷免するのは、左の場合とする。
- 一 職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠つたとき。
  - 二 その他職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があつたとき。

## 罷免訴追事件の裁判

### 罷免の事由 (裁判官弾劾法2条)

弾劾裁判によって裁判官が罷免されるのは、①職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠ったとき（1号）、②その他職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったとき（2号）です。これらを「罷免の事由」といいます。

### 罷免訴追事件の裁判手続

訴追委員会から弾劾裁判所に訴追状が提出されると、弾劾裁判所は訴追された裁判官を辞めさせるかどうかを審理する弾劾裁判の手続を開始します。弾劾裁判所では罷免の訴追を受けた裁判官を「被訴追者」と呼びます。被訴追者は、自由に辞職することができなくなり、弾劾裁判所は、判決宣告まで被訴追者の職務執行を停止することができます。

罷免訴追事件の裁判は、裁判官弾劾法が刑事訴訟法規を準用しているため、刑事裁判に似た手続で行われます。弾劾裁判所は、衆議院議員7人と参議院議員7人の合計14人の裁判員で構成されており、それぞれ5人以上の裁判員が出席しなければ、開廷し、裁判することができます。

罷免訴追事件を審理する法廷には、裁判員のほかに被訴追者、訴追委員長及びその指定する訴追委員、弁護人が出席します。

審理及び判決の宣告は、原則として公開の法廷で行われ、一般の人も傍聴することができます。法廷では、人定質問、訴追状朗読などの冒頭手続に続いて訴追委員会、被訴追者双方の請求に基づく証拠調べが行われ、双方の弁論（証拠調べに基づく意見陳述）を経て審理を終結し、最後に裁判長が判決を宣告します。

罷免するかどうかは、審理を終結した後、裁判員の評議（意見交換して判断を下す会議）によって決められます。審理に関与した裁判員の3分の2以上が罷免に賛成した場合に罷免の判決を宣告することになります。

### 罷免判決の効果

弾劾裁判所が罷免の判決を宣告すると、被訴追者は裁判官の身分を失います。また、検察官や弁護士になる資格を失うほか、公証人となることも制限されます。さらに、調停委員、司法委員及び参与員にもなれません。経済的な面では、原則として、退職金を支給されないほか、年金も制限されます。

弾劾裁判所は一審かつ終審であるため、判決に対して不服を申し立てる方法はなく、判決は宣告と同時に確定します。



裁判の評議を行う合議室



裁判長室

弾劾制度に関する手続などをご紹介します。

### 分限事件の裁判

憲法は、裁判官が公正な裁判を行えるよう、その身分を厚く保障していますが、病気などによって職務を全く行えない場合にもその地位に留めておくのは相当とはいえません。また、行政機関が裁判官の懲戒処分をするることは決して許されませんが、罷免するほど重大ではない職務上の義務違反などについて全く処分がされないのも適切とはいえません。

そこで、すべての裁判官は「回復の困難な心身の故障のために職務を執ることができない」場合に裁判によって免官され（裁判官分限法1条1項）、「職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠り、又は品位を辱める行状があつたとき」は裁判によって懲戒されます（裁判所法49条）。これらの裁判を「分限事件の裁判」といいます。

懲戒処分の種類は、戒告又は1万円以下の過料とされ（裁判官分限法2条）、懲戒処分によって裁判官の地位を失うことはありません。分限事件の裁判は、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所の裁判官については高等裁判所の5人の裁判官からなる合議体が、最高裁判所及び高等裁判所の裁判官については最高裁判所の大法廷がそれぞれ裁判します（高等裁判所の合議体がした裁判に対しては最高裁判所に抗告することができます）。

このように分限事件の裁判は、弾劾制度と同様に、裁判官の身分保障と適正な職務遂行の二つの要請のバランスをとっています。



最高裁判所

## MEMO

### 人事官の弾劾

我が国には裁判官以外に、人事官についても弾劾制度があります。

人事官とは、一般職の国家公務員の人事行政に関する事務をつかさどる人事院を構成している特別職の国家公務員です。人事院は、3人の人事官で組織されており、公務員が全体として国民への奉仕者であるためには人事行政をその時々の一政党内閣の権限とすべきでないと考えから、内閣の監督下にありながら内閣から独立して公正な人事行政を行うものと理解されています。

このように独立性が要求される人事官は、法律で身分が保障されており、罷免に当たって裁判官と同様に弾劾制度があります。人事官の弾劾手続は、国会が訴追し、最高裁判所が弾劾の裁判を行います。これまでに人事官の弾劾裁判が行われたことはありません（平成30年5月現在）。

### 海外の弾劾制度

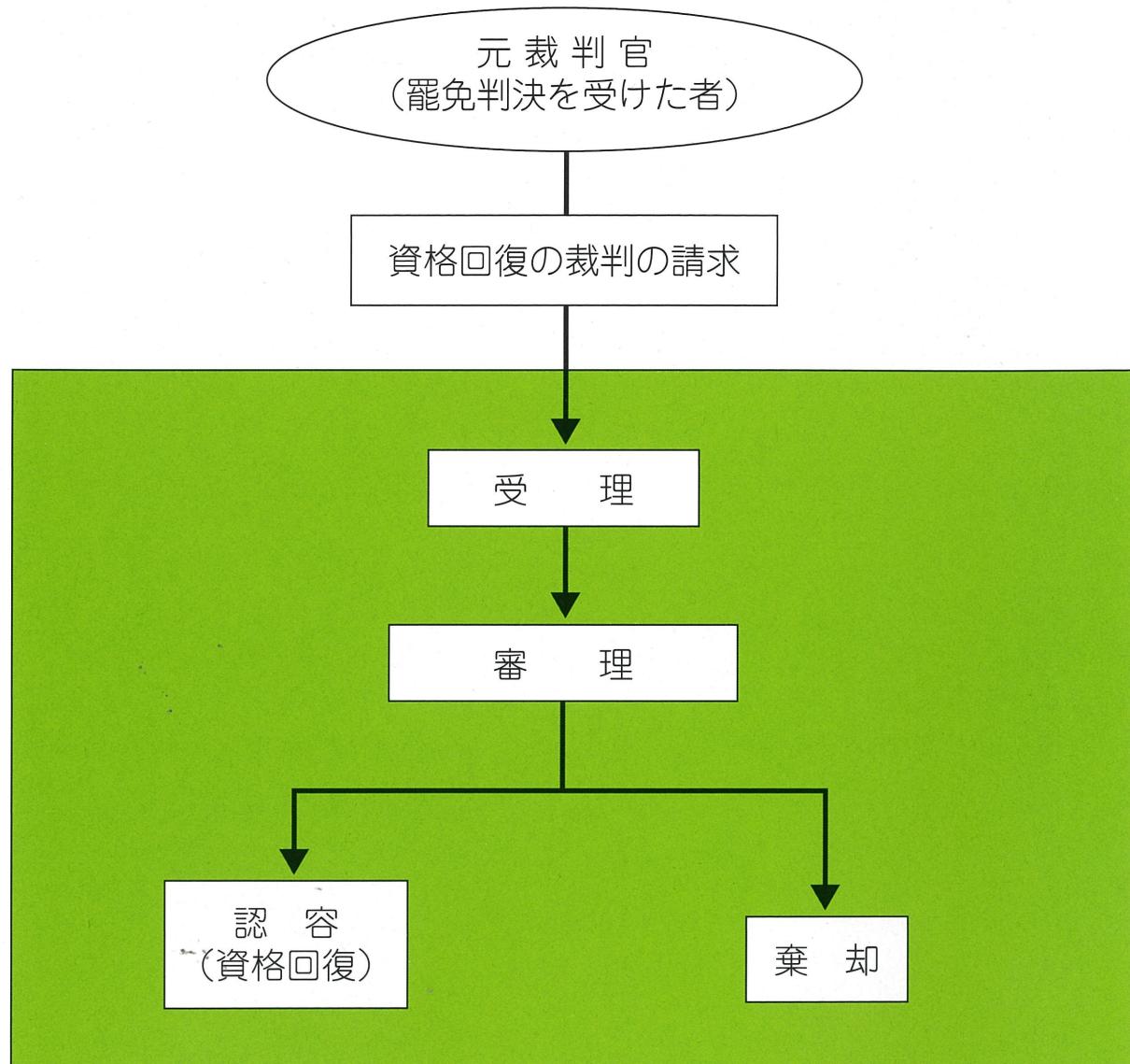
我が国の弾劾制度のモデルとなったアメリカ合衆国の場合、連邦裁判官については、合衆国憲法で、連邦議会の下院が弾劾の訴追を行い、上院が罷免の裁判をするものと定められています。なお、裁判官のほか大統領などの公職にある者も弾劾裁判の対象になります。また、各州の裁判官については、州ごとに異なる制度を設けており、州の最高裁判所が裁判官を罷免したり、裁判官と議員の会議で裁判官の懲戒を決めたりしています。

各国の弾劾制度は、どの機関が訴追や罷免の裁判を行うか、どのような公務に就いている者が弾劾裁判の対象になるかについて様々です。これは各国の固有の歴史的経緯などに由来するもので、一概にどの制度が優れているといえるものではありません。

# 資格回復裁判請求事件の手続

裁判官  
弾劾  
裁判所

## 資格回復裁判請求事件の流れ



## 裁判官弾劾法

- 38条（資格回復の裁判）① 弹劾裁判所は左の場合においては、罷免の裁判を受けた者の請求により、資格回復の裁判をすることができる。
- 一 罷免の裁判の宣告の日から五年を経過し相当とする事由があるとき。
  - 二 罷免の事由がないことの明確な証拠をあらたに発見し、その他資格回復の裁判をすることを相当とする事由があるとき。
- ② 資格回復の裁判は、罷免の裁判を受けた者がその裁判を受けたため他の法律の定めるところにより失つた資格を回復する。

## 資格回復裁判請求事件の裁判

### 資格回復の事由

罷免判決の効果は、裁判官の身分だけでなく、弁護士等になる資格（法曹資格）を失わせ、経済的にも不利益を与えるものです。これらの効果は、裁判官の重い責任や厚い身分保障に対応するものといえますが、場合によっては実情に合わないことがあります。そこで、弾劾裁判所は一定の場合に法曹資格を回復するための資格回復の裁判をすることができるものと定められています（裁判官弾劾法38条1項）。資格回復の事由には、次の二つがあります。

- ① 罷免の裁判の宣告の日から5年を経過し相当とする事由があるとき（1号）

罷免の判決を受けると、法曹資格を失うほか、経済的にも厳しい制裁を受けることから、本人や家族が生活に困ることも考えられます。しかし、不適格な裁判官を排除するという弾劾制度の目的は、そのような裁判官を辞めさせれば達成できます。そこで、罷免の裁判の宣告から5年を経過し、相当とする事由がある場合には、弾劾裁判所の判断により、失われた資格を回復することができます。

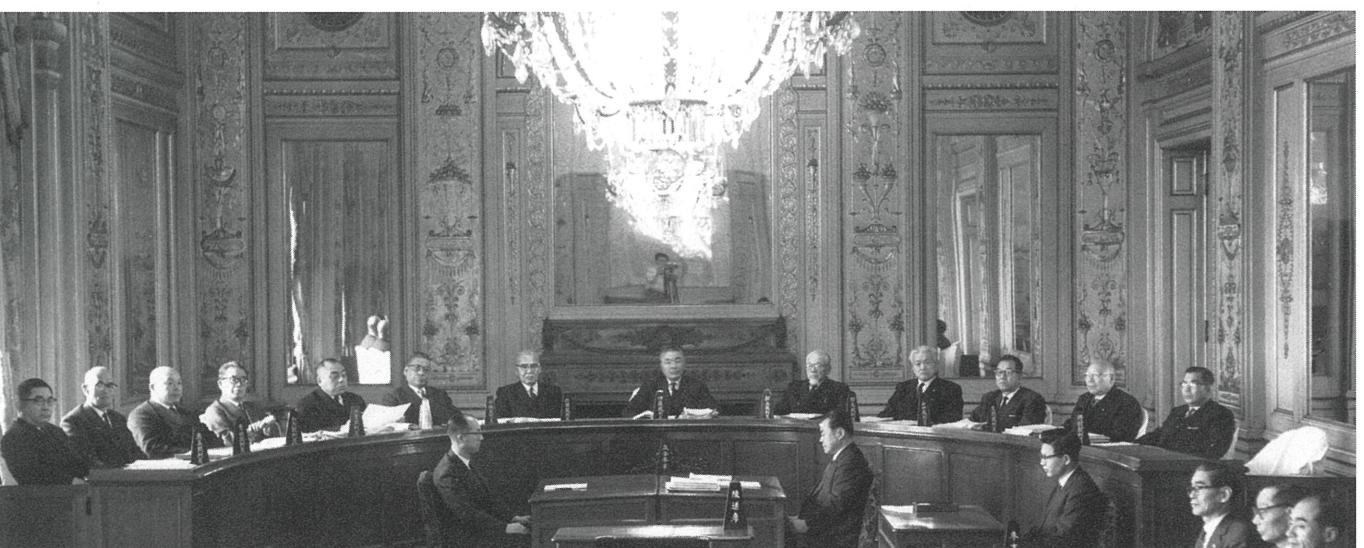
- ② 罷免の事由がないことの明確な証拠をあらたに発見し、その他資格回復の裁判をすることを相当とする事由があるとき（2号）

罷免の裁判の証人が偽証していたことが判明するなどして、罷免の裁判が正当なものでなかったことが明らかになった場合には、罷免の裁判によって失われた資格を回復させる必要があります。この場合は、実質的には再審にあたります。

### 審理と裁判

この審理は、罷免の判決を受けた本人の請求によって開始されます。罷免訴追事件の審理と異なり、公開の法廷で行う必要はなく、書面審理で行うこともあります。審理の結果、資格回復の請求に理由があると判断したときは資格を回復させる裁判をし、理由がないと判断したときは請求を棄却する裁判をします。

資格回復の裁判がされると、罷免の判決により失われた法曹資格などが回復されます。資格回復の効果は、1号の場合は資格回復の裁判があった日から、2号の場合は罷免判決の宣告日から生じます。



昭和37年(回)第1号 資格回復裁判請求事件の様子（昭和38年2月4日）

# 過去の事件と裁判

## 昭和23年(訴)第1号 罷免訴追事件 (静岡地方裁判所浜松支部判事)

### ●訴追事由 (昭和23年7月1日訴追)

①知人の弁護士と商用等のため旅行するにあたって無断欠勤したこと、②その知人の商取引に関与した上、その取引がヤミ物資の取引として警察に摘発されたことを知って自ら警察署に出向き、不間に付すよう迫った。

### ●弾劾裁判所の判断 (昭和23年11月27日判決)

**不罷免**：①については、形式的には無断欠勤であったが、弾劾法2条1号の事由にあたるとまではいえない、②については、裁判官としての品位を辱める行為ではあるが、一社会人としての行為であり、その言動の程度などを考慮すると、同条2号の事由にあたるとまではいえないとした。

## 昭和23年(訴)第2号 罷免訴追事件 (大月簡易裁判所判事)

### ●訴追事由 (昭和23年12月9日訴追)

①ヤミ販売目的の繊維製品の所持の容疑による知人宅の捜索に先立ち、「家宅捜索があるかもしれないから、織物類でもあれば隠した方がよい。」と告げた、②略式命令を受けた被告人に正式裁判を申し立てさせた上、その事件を担当裁判官との交渉により自分の担当に振り替えさせて処理した。

### ●弾劾裁判所の判断 (昭和25年2月3日判決)

**不罷免**：①については、勾留された知人の妻との会話の中で、「捜索があるかもしれない。」と告げたことは認められるが、「隠した方がよい。」とは言っておらず、親しい知人であったことなどを考慮すると人としてやむを得なかった、②については、世間に疑惑を抱かせる虞のある行為ではあるが、著しく重大な事項とはいえないと判断し、いずれも弾劾法2条各号にあたらないとした。

## 昭和30年(訴)第1号 罷免訴追事件 / 昭和31年(回)第1号 資格回復裁判請求事件 (帯広簡易裁判所判事)

### ●訴追事由 (昭和30年8月30日訴追)

①事件の迅速な処理を怠り、略式命令請求事件395件を失効させた、②あらかじめ署名押印した逮捕状等の用紙を職員に預け、その結果、職員が勝手に令状を発付していた、③交通違反事件の被告人を違法に勾引した、④知人の民事紛争の相手方を裁判所に呼び出して早期解決を勧告するなどして民事紛争に介入した。

### ●弾劾裁判所の判断 (昭和31年4月6日判決)

**罷免**：①から④の事実を認定し、①から③については弾劾法2条1号、④については同条2号にあたり、裁判外の事務に忙殺されていたことなどを考慮しても、判決結果を左右しないとした。

### ●資格回復請求 (昭和31年5月15日請求)

罷免の裁判において、①これまで職務に精励してきたことや多くの嘆願書など、自己に有利な情状が十分に考慮されなかつたこと、②事実の真相が十分に究明されなかつたこと、③罷免により収入が絶え、再就職も困難で生活に困窮していることを理由として請求。

### ●弾劾裁判所の判断 (昭和31年7月11日決定)

**請求棄却**：(書面審理) ①については、弾劾裁判には刑事裁判の執行猶予に相当する制度ではなく、罷免の事由に関する情状以外の情状は考慮されない、②については、審理は十分尽くされている、③については、資格回復の裁判をすることを相当とする事由にあたらないとした。

## 昭和32年(訴)第1号 罷免訴追事件

(厚木簡易裁判所判事)

## 昭和33年(回)第1号 資格回復裁判請求事件

(昭和33年(回)第2号 資格回復裁判請求事件)

(昭和37年(回)第1号 資格回復裁判請求事件)

### ●訴追事由 (昭和32年7月15日訴追)

①自分の担当する調停事件の一方の当事者から、調停委員と共に、1人当たり約800円以上の酒食の提供を受け、②その事実について何者が裁判所に投書していることを知り、その当事者に働きかけて事実を隠蔽しようとした。

### ●弾劾裁判所の判断 (昭和32年9月30日判決)

**罷免**：①、②の事実を認定し、①については、裁判の公正を疑わしめ、司法の権威を失墜させ、②については、自分の非行を隠蔽しようとしたものであり、裁判官の態度としては遺憾であり、いずれも弾劾法2条2号にあたるとした。

### ●資格回復請求・1 (昭和33年3月15日請求)

①請求者は、罷免の訴追を受ける前に辞表を提出していたのに、これが最高裁に届けられないまま放置されたために依頼退官ができず、その結果、罷免の訴追を受けることになったこと、②罷免の結果、職を失い路頭に迷っていることを理由として請求。

### ●弾劾裁判所の判断・1 (昭和33年3月25日決定)

**請求棄却**：(書面審理) ①については、罷免の事由以外の情状であり、弾劾裁判において考慮することはできない、②については、資格回復の裁判をすることを相当とする事由にあたらないとした。

### ●資格回復請求・2 (昭和33年10月21日請求)

罷免の判決は、事実認定を著しく誤っており、真相を証明する新たな証拠があるとして、請求者自身の供述調書などの証拠を添えて請求。

### ●弾劾裁判所の判断・2 (昭和34年2月10日決定)

**請求棄却**：(書面審理) 請求者提出の証拠はいずれも罷免の事由がないことの明確な証拠にはあたらないし、その他資格回復の裁判をすることを相当とする事由にあたる事情もないとした。

### ●資格回復請求・3 (昭和37年10月9日請求)

罷免の判決から5年を経過し、その間、謹慎し、刑罰その他社会的非難を受けることもなく、厳粛な生活をしてきたこと、資格が回復されたときは余命を弁護士として人権擁護、社会福祉に捧げたいことを理由として請求。

### ●弾劾裁判所の判断・3 (昭和38年2月4日決定)

**資格回復**：(非公開、証人2人及び請求者尋問など) 罷免の裁判から5年を経過しており、請求者が今後再び、かつて弾劾されたような過ちを犯すことはないであろうと認定でき、相当とする事由があるとした。

## 裁判員の使命

昭和23年に弾劾裁判所初代裁判長として鬼丸義齊参議院議員が互選されました。鬼丸裁判長は、開庭式における式辞の中で、「弾劾裁判所は、司法権の独立と主権在民の関係において新たに設けられた憲法上の機関であり、私ども裁判員は、この意義ある弾劾裁判所の裁判員に選任されたことを心から光榮とし、併せてその責任の重大さを痛感する。ところで、この裁判官弾劾制度は、制度の存在自体に重大な価値があるので、従って、弾劾裁判所は、本来開店休業が望ましいのであるが、しかし、ひとたび罷免の訴追事件を受理したときは、司法の公正と尊厳を維持するため、厳正公正にこれを審理裁判し、もって負荷の大任を果たさなければならないのです」と裁判員の使命を明らかにしています。その後、弾劾裁判所は歴史を積み重ね、歴代の裁判長も延べ90人を超えたが、初代裁判長の使命感は全ての裁判員に脈々と受け継がれています。

**昭和52年(訴)第1号 罷免訴追事件 / 昭和57年(回)第1号 資格回復裁判請求事件  
(京都地方裁判所判事補兼京都簡易裁判所判事) / 昭和59年(回)第1号 資格回復裁判請求事件**

●訴追事由 (昭和52年2月2日訴追)

前内閣総理大臣の関係する汚職事件の捜査が進行しているさなか、検事総長の名前をかたり、不当な指揮権発動の言質をとろうとして現職内閣総理大臣に対してかけられた謀略電話の録音テープを、もしその内容が報道されれば前記の捜査はもとより、政局にも大きな影響を与えるであろうことを十分認識しながら、これを新聞記者に聞かせた。

●弾劾裁判所の判断 (昭和52年3月23日判決)

**罷免**：訴追事由の事実を認定し、このような行為は、あまりにも深く政治に関与し、国民の信頼に背いたもので、弾劾法2条2号にあたるとした。

●資格回復請求・1 (昭和57年3月24日請求)

罷免の判決から5年を経過し、その間、留学するなどして法律家としての研鑽に務めたこと、刑事責任を果たし、社会的制裁も十分に受けたことなどを理由として請求。(昭和57年8月25日、本人により取り下げられた。)

●資格回復請求・2 (昭和59年10月17日請求)

罷免事由について十分反省し、罷免後8年にわたり眞面目に生活し再起に励んでいること、社会的制裁を十分に受けたことなどを理由として請求。

●弾劾裁判所の判断 (請求2につき) (昭和60年5月9日決定)

**資格回復**：(公開法廷、証人2人及び請求者尋問など)罷免の裁判から5年を経過しており、請求者が留学するなどして法学の勉強を続け、法律家としての再起を望んでいること、他に適当な生計の道もないこと、罷免後非行のないことなどが認定でき、相当とする事由があるとした。

**昭和56年(訴)第1号 罷免訴追事件 / 昭和61年(回)第1号 資格回復裁判請求事件  
(東京地方裁判所判事補兼東京簡易裁判所判事)**

●訴追事由 (昭和56年5月27日訴追)

自分の担当する破産事件の破産管財人である弁護士からゴルフクラブ2本、ゴルフ道具1セット、キャディバッグ1個及び背広2着の供与を受けた。

●弾劾裁判所の判断 (昭和56年11月6日判決)

**罷免**：訴追事由の事実を認定し、これらは被訴追者が積極的に要求したものではないこと、被訴追者が苦学力行の人であり、日頃は裁判官として職務に精勤していたこと、深く反省していることなどを考慮しても許されることではなく、弾劾法2条各号にあたるとした。

●資格回復請求 (昭和61年11月8日請求)

罷免の判決から5年を経過し、その間、法律事務所の嘱託として誠実に勤務し、自省、謹慎の生活を送り、破産法の判例研究書を著すなど研鑽も積んできたことを理由として請求。

●弾劾裁判所の判断 (昭和61年12月25日決定)

**資格回復**：(書面審理)罷免の裁判から5年を経過しており、請求者の主張する事実が認定でき、相当とする事由があるとした。

**平成13年(訴)第1号 罷免訴追事件**

(東京地方裁判所判事兼東京簡易裁判所判事(東京高等裁判所判事職務代行))

●訴追事由 (平成13年8月9日訴追)

14歳から16歳の少女3人に對し、現金の供与を約束して、ホテルやカラオケボックスでわいせつな行為をするなどし、児童買春行為を行った。

●弾劾裁判所の判断 (平成13年11月28日判決)

**罷免**：訴追事由の事実を認定し、児童買春行為によって有罪判決が確定しても弾劾裁判を経るまで当然には失官しないとした上、訴追事由の事実と被訴追者の行為が社会に与えた影響などを考慮し、被訴追者は国民が裁判官に期待する良心が一片でもあれば行い得ないような行為を重ね、司法に対する信頼は限りなく揺らいだとして、被訴追者がいかに反省を示しても、失われた司法の信頼を回復するためには弾劾により罷免するほかなく、弾劾法2条2号にあたるとした。

**平成20年(訴)第1号 罷免訴追事件 / 平成28年(回)第1号 資格回復裁判請求事件  
(宇都宮地方裁判所判事兼宇都宮簡易裁判所判事)**

●訴追事由 (平成20年9月9日訴追)

裁判所職員の女性に対し、その行動を監視していると思わせたり、名誉や性的羞恥心を害したりするような内容のメールを繰り返し送信し、ストーカー行為をした。

●弾劾裁判所の判断 (平成20年12月24日判決)

**罷免**：訴追事由の事実を認定し、平成13年(訴)第1号事件判決と同様、在任中に禁錮以上の刑が確定しても、弾劾裁判を経るまでは失官しないとした上で、被害女性の人権を踏みにじる卑劣な行為で、裁判官としての良心や品位はみじんも感じられず、国民の信頼に対する背反以外の何物でもなく、国民の司法に対する信頼は大きく揺らいだなどとして、弾劾法2条2号にあたるとした。

●資格回復請求 (平成28年4月8日請求)

罷免後7年以上眞面目に生活し、その間、真摯に反省した結果、残された人生を社会的弱者を支援する弁護士として社会貢献していきたいことを理由に請求。

●弾劾裁判所の判断 (平成28年5月17日決定)

**資格回復**：(非公開、書面審理及び請求者尋問)罷免の裁判から7年以上を経過しており、その間、自己の過ちを深く反省し、法的素養と経験を生かしつつ弁護士として社会に貢献していきたいという確固たる意志を有するに至ったことなどから、人格の改善が認められ、相当とする事由があるとした。

**平成24年(訴)第1号 罷免訴追事件**

(大阪地方裁判所判事補)

●訴追事由 (平成24年11月13日訴追)

走行中の電車内において、乗客の女性に対し、携帯電話機を用いて、そのスカート内の下着を動画撮影する方法により盗撮した。

●弾劾裁判所の判断 (平成25年4月10日判決)

**罷免**：訴追事由の事実を認定し、このような行為は、女性の性的羞恥心を著しく害する悪質かつ卑劣な行為であり、被訴追者には、裁判官として有するべき人権意識、特に女性の人権を尊重しようとする意識が欠如していると言わざるを得ず、国民が裁判官に寄せる尊敬と信頼に対する背反行為に該当するなどとして、弾劾法2条2号にあたるとした。

### 【弾劾裁判所とは?】

Q 弹劾裁判所とは、どんな裁判をする裁判所なのですか。  
A 裁判官を辞めさせるかどうかを裁判する裁判所です。裁判をするのは、国会議員の中から選ばれた14人(衆議院議員7人、参議院議員7人)の裁判員です。

Q 国会と弾劾裁判所とはどのような関係なのですか。

A 憲法は、国会が裁判官を裁判する弾劾裁判所を設けるものと定めています。国民には公務員を罷免する権利がありますので、国民の代表機関である国会が弾劾裁判所を設置することとされたのです。

なお、弾劾裁判所は、国会とは独立して活動します。

### 【裁判員について】

Q 裁判員はどのように選ばれるのですか。  
A 裁判員は、衆参各議院において国会議員の中から選挙で選ばれます。

Q 裁判員になるには裁判官や弁護士の経験が必要なのですか。

A 弹劾裁判所の裁判員は、法律家としてではなく国民の代表として弾劾裁判にあたりますので、国会議員であるほかに特別な経験や資格は要求されていません。

Q 弹劾裁判所の裁判員も、民事や刑事の裁判官と同じように法廷で黒い服を着るのですか。

A 着ません。裁判員用の特別な服はありません。

Q 弹劾裁判のとき、裁判員の人数が揃わなかつたらどうするのですか。

A 裁判員の欠席や欠員に備えてあらかじめ選任されている予備員がその裁判員の職務を行います。予備員は、衆議院と参議院のそれぞれの議員の中から4人ずつ選任されています。

### 【弾劾裁判は、こう進む】

Q どういう場合に裁判官は罷免されるのですか。

A 職務上の義務に著しく違反したとき、職務を甚だしく怠ったとき、または裁判官としての威信を著しく失う非行を犯したときです。これまで、政治的謀略行為に関与した、事件関係者からゴルフクラブ等の供与を受けた、児童買春行為を行った、ストーカー行為をした、電車内で盗撮行為をしたなどの例があります。詳しくは過去の事件と裁判(12ページ以下)で紹介しています。

Q 裁判官を辞めさせたいときは、直接弾劾裁判所に訴えればよいのですか。

A 直接弾劾裁判所に訴えることはできません。弾劾裁判所に訴えることができるのは、訴追委員会という機関だけです。ただし、国民は、訴追委員会に対して、辞めさせる理由があると考える裁判官の罷免の訴追を請求することができます。訴追委員会は必要な調査・審議を行い、辞めさせる理由があると判断したときは、弾劾裁判所にその裁判官を訴えます。

Q 訴追委員会は、どのような機関なのですか。

A 訴追委員会は、国会議員の中から選ばれた20人(衆議院議員10人、参議院議員10人)の訴追委員で組織されています。弾劾裁判では、刑事裁判の検察官のような役割を果たします。

Q 弹劾裁判はどのような手続で進められるのですか。

A 弹劾裁判は、公開の法廷で、刑事裁判に似た手続で進められます。詳しくは罷免訴追事件の手続(6ページ以下)で説明しています。

Q 罷免訴追される裁判官は法律の専門家ですが、刑事裁判のように弁護人を選任できるのですか。

A 弁護人を選任できます。防御の準備に多大な労力と時間を要する場合も考えられますが、それ以外の場合であっても、防御を十分尽くせるように、裁判官でも弁護人を選任できるのです。

Q 裁判員は14人で偶数ですが、意見がちょうど半々に分かれたらどうなるのですか。

A 評決は過半数の意見によりますので、意見が同数の場合にはさらに評議を重ねることになります。国会において意見同数のときに議長が議事を決するように裁判長が裁判を決することはありません。

なお、罷免の判決をする場合には、3分の2以上の裁判員が賛成しなければなりません。

Q 弹劾裁判を傍聴することはできますか。

A 弹劾裁判は原則として公開の法廷で行われ、誰でも傍聴することができますが、傍聴希望者が多数の場合には抽選を行う場合があります。傍聴には弾劾裁判の当日に配付する傍聴券が必要となります。

### 【罷免されるとどうなる?】

Q これまで弾劾裁判を受けた裁判官は何人いるのですが。そのうち、罷免された裁判官は何人いるのですか。

A 弹劾裁判を受けた裁判官は延べ9人で、そのうち罷免された裁判官は7人です。

Q 罷免の判決を受けた裁判官はすぐに辞めさせられるのですか。辞めさせられるほかに不利益を受けますか。

A 罷免の判決を受けると同時に裁判官の身分を失い、弁護士や検察官になる資格も失います。また、原則として、退職金をもらえなくなり、年金の一部が制限されます。

Q 罷免されると、二度と裁判官・検察官・弁護士などの法律家になることはできないのですか。

A 弹劾裁判所が、罷免の判決を受けた本人の請求に基づいて、罷免の判決の宣告の日から5年を経過していくと、法律家になる資格を回復せてもよいと判断したときなどには、罷免の判決を受けた本人は失った資格を回復します。詳しくは資格回復裁判請求事件の手続(10ページ以下)で説明しています。これまで罷免された7人の裁判官のうち、4人については資格回復が認められています。

Q 刑事裁判で有罪になった裁判官は、弾劾裁判をせずに辞めさせることができますか。

A 刑事裁判で有罪になり、任命の欠格事由が生じても、そのことで直ちにその裁判官を辞めさせることはできません。刑事裁判と弾劾裁判は別個の手続ですので、その裁判官を辞めさせるためには、弾劾裁判所の罷免の判決が必要です。

Q 弹劾裁判所の裁判に対して不服を申し立てることはできるのですか。

A 弹劾裁判所は裁判官の弾劾裁判を行う唯一の裁判所であり、上級の裁判所がないので不服を申し立てることはできません。ただ、弾劾裁判所は、罷免の判決を受けた本人の請求に基づいて、罷免の理由がなかつたことが明らかになった場合には、罷免の判決を受けた本人の資格を回復させることができます。これは、普通の裁判でいう再審にあたりますが、これまでこのような理由で資格を回復させた例はありません。



平成24年(訴)第1号  
罷免訴追事件の様子  
(平成25年4月10日)